

子ども子育て会議第1回会議資料

# 子ども子育て支援制度について

平成25年9月2日

保健福祉部 子育て推進課

子ども・子育て関連3法について

## 子育てをめぐる現状と課題について

- 急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
  - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ  
(日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%)
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、  
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、  
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の  
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもの対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

## 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

### ◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）  
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



# 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

## ○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

## ○ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

## ○ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

## ○ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



## 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

#### ■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※ 私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

#### ■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

#### ■ 児童手当

### 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定）

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

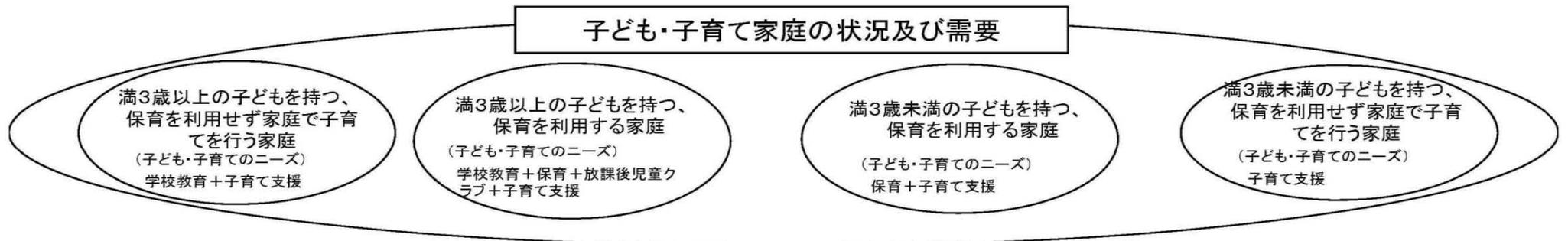
#### ■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

#### ■ 放課後児童クラブ

#### ■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称) → 将来の検討課題

# 子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)



## 需要の調査・把握

## 市町村子ども・子育て支援事業計画

### 計画的な整備

## 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者

地域型保育給付の  
=対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

## 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育事業

放課後児童  
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

# 《要点①》 施設型給付の創設

現行制度				
施設	認可保育所 	幼稚園 	認定こども園 	認可外保育所 
財 政 措 置	事業者によってバラバラの財政支援		保育所機能部分  保育所運営費 幼稚園機能部分  私学助成 + 就園奨励費	 財政措置なし
利用者負担	所得に応じた費用徴収	施設によって異なる（事業者が定める金額）		
新制度				
財 政 措 置	認可保育所 	幼稚園 	認定こども園 	保育所（認可外） 
利用者負担	すべて一本化  法律に基づき、利用者が一部負担			

現行制度  
(選択可能)

幼稚園



私学助成 + 就園奨励費

## 《要点②》 地域型保育給付の創設

### 地域型保育給付とは

市町村が運営(委託)する、「地域型保育事業」を利用する保護者へ支給される給付。  
(ただし、給付は事業者の代理受領)

#### 小規模保育

利用定員6人以上19人以下の、小規模な施設での保育サービス。

#### 家庭的保育

家庭的保育者(保育士など)の居宅その他の場所での保育サービス※利用定員は5人以下

#### 居宅訪問型保育

保育を必要とする子どもの居宅での保育サービス。(ベビーシッター)

#### 事業所内保育

従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもを対象にした保育サービス

- Q 定員20人、実員10人以下のへき地保育所の場合、定員が20人以上なので認可保育所を目指すことになるか？  
それとも、ニーズがないということで定員自体を下げてしまう方が良い、あるいは可能か？
- A 児童福祉法における事業の定義上、利用定員が恒常的に20人を下回るような場合は、小規模保育(利用定員6人以上19人以下)や家庭的保育(利用定員6人未満)に移行していただくことが原則と考える。(地域型保育給付の対象となる小規模保育等は、原則として3歳未満を対象とする事業であることから、3歳未満を対象とした事業に対する給付が原則。ただし、市町村の判断で3歳以上を対象とした事業についても特例地域型保育給付により給付が可能)

# 《要点③》保育の必要性の認定

## ①申請



保育園・幼稚園を問わず、教育・保育サービスを希望するすべての保護者が、一旦、市の窓口申請。  
※1号認定の場合は、幼稚園を通じての代理申請が検討中

## ②保育の必要性の認定、認定書の交付



国の定める基準により、保育の必要性を判断し認定。

## ③利用調整



申請者の希望、施設の利用状況等に応じ、利用調整を行う。

## ⑤契約



保護者は、事業者と契約後、教育・保育サービスを利用。  
※私立保育園は現行どおり。

## ④利用可能な施設のあっせん・要請



現行制度では定員超過の場合、申請は保留となり、他の施設を利用するなどして入所待機となるが、新制度では、代替となるサービスが受けられるよう、自治体が調整を行う。

## 《要点③-2》保育の必要性の認定

### 《保育サービスの利用手続き》

保護者

市の窓口(子育て推進課)

認定調査

保育の必要性の認定  
国の定める基準により、保育の必要性を判断し認定。

1号認定子ども

満3歳以上の学校教育のみ(保育の  
必要性なし)の就学前子ども

2号認定子ども

満3歳以上の保育の必要性の認定を  
受けた就学前子ども

3号認定子ども

満3歳未満の保育の必要性の認定を  
受けた就学前子ども

幼稚園



認定こども園



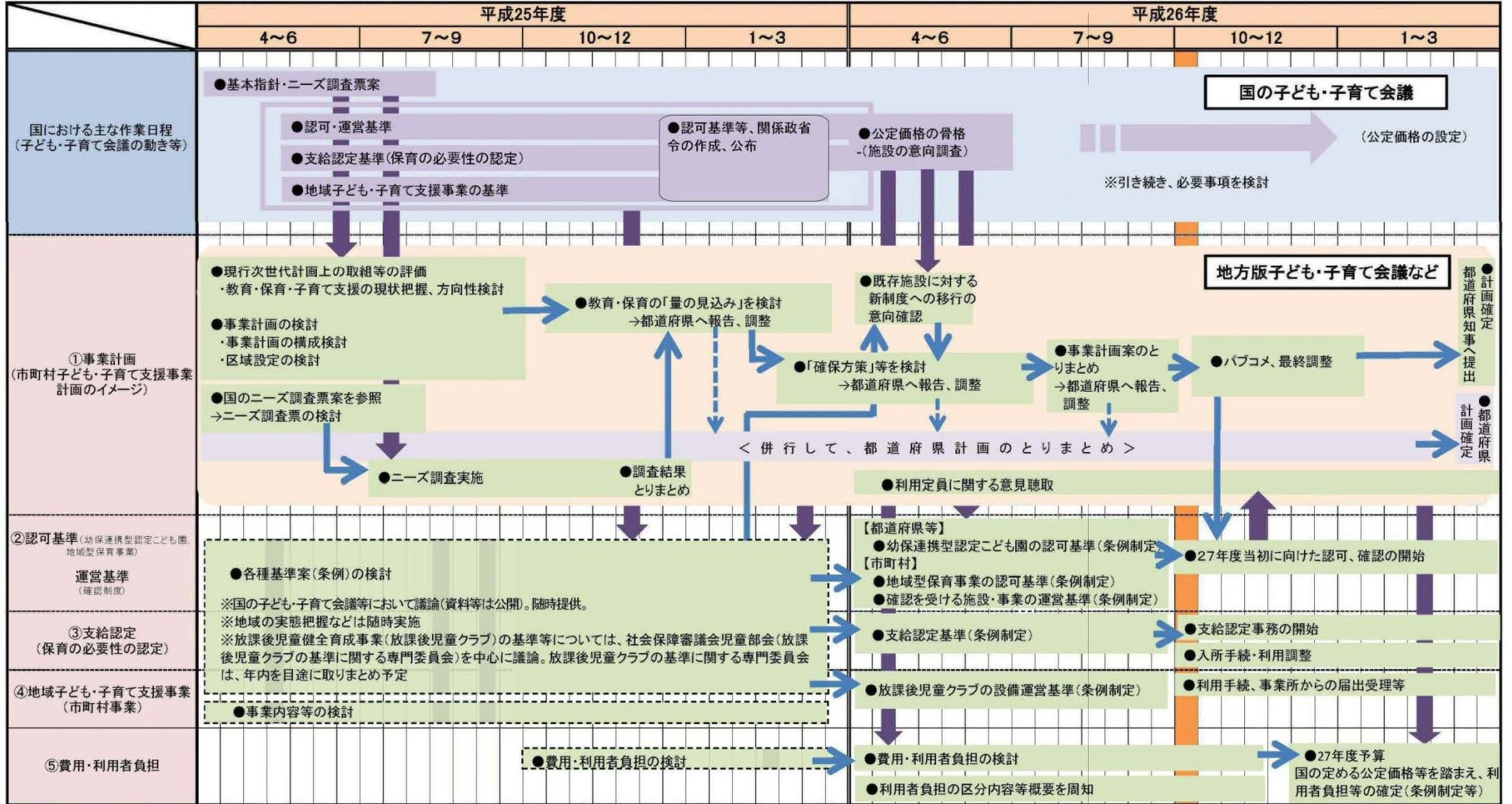
認可保育所等



# スケジュール及び内容について

## 本格施行までの作業スケジュールのイメージ（市町村における作業イメージを中心に）

以下の作業スケジュールは、現時点での想定であり、今後の検討状況により変更、追加等の可能性が有り得る。（平成27年度本格施行（注1）、平成26年4月に消費税8%、平成27年10月に10%を想定）



# 田辺市子ども子育て会議 スケジュール

	平成25年度										平成26年度																																														
	9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~	1 ~	11 ~	21 ~												
子ども・子育て会議	①回			②回			③回			④回			⑤回			⑥回			⑦回			⑧回			⑨回			⑩回			⑪回			⑫回																							
専門部会	①回			②回			③回			④回			⑤回			<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p><b>子ども・子育て会議での検討内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て支援事業計画の策定</li> <li>○ 子ども・子育て支援新制度の実施に向けた準備のための審議                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新制度にかかる各種施設の認可基準及び給付の対象施設としての確認基準のあり方</li> <li>・ 子ども・子育て支援新制度に係る利用者負担について</li> <li>・ 保育の必要性の認定に係る基準について</li> </ul> </li> </ul> </div>																																									
ニーズ調査	入札			打合せ			実施・回収			分析・報告書作成																																															
子ども・子育て支援事業計画	国の子ども子育て会議の進捗及びニーズ調査を受け、市子ども子育て会議にて審議															素案とりまとめ					パブコメ・最終調整					計画確定																															
認可・運営基準	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p><b>必要となる条例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域型保育事業の認可基準</li> <li>○ 放課後児童健全育成事業（学童保育所）の設置運営基準</li> <li>○ 支給認定（保育の必要性の認定）基準</li> <li>○ 保育の利用料（利用者負担）</li> <li>○ 教育・保育施設等の運営基準</li> </ul> </div>										<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     審議会報告                 </div>										<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     条例案議会上程                 </div>					<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;">                     新制度移行の かかる 住民周知                 </div>					<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;">                     保育の必要性の認定、認定証の交付 利用施設の調整・斡旋                 </div>																										
支給認定基準																																				国の子ども子育て会議の進捗により各種基準について随時検討																					
地域支援事業の検討	国の子ども子育て会議の進捗により随時検討																																																								

子ども・子育て支援事業計画について

## 2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

### 子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
学校教育+保育+放課後児童クラブ  
+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用する家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、  
保育を利用せず  
家庭で子育てを行う家庭  
(子ども・子育ての利用希望)  
子育て支援

### 需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

### 市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

### 計画的な整備

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※  
\* 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者  
家庭的保育事業者  
居宅訪問型保育事業者  
事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

### 地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業  
・一時預かり  
・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業  
・病児・病後児保育  
事業

放課後  
児童クラブ

## 2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

### 【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）

#### <必須記載事項>

- 区域の設定（第2項第1号）
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第1号）
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期（第2項第2号）
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（第2項第3号）

#### <任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保（第3項第1号）
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携（第3項第2号）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（第3項第3号）

## 2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

○教育のみ<1号>

○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>

○保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。

例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、  
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

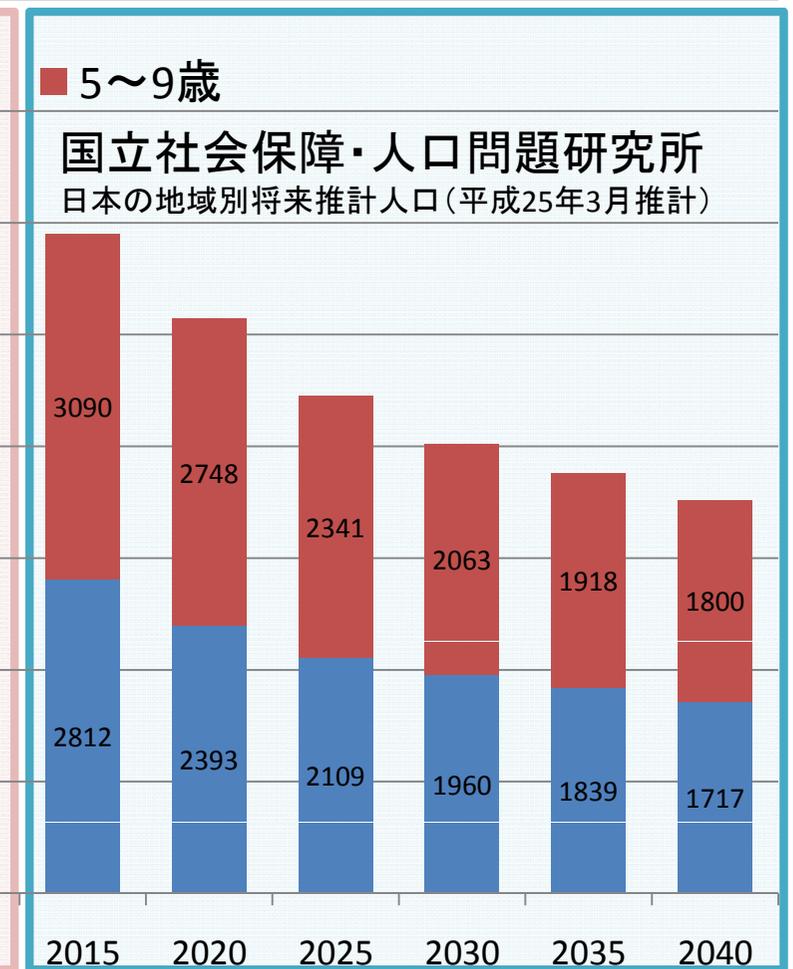
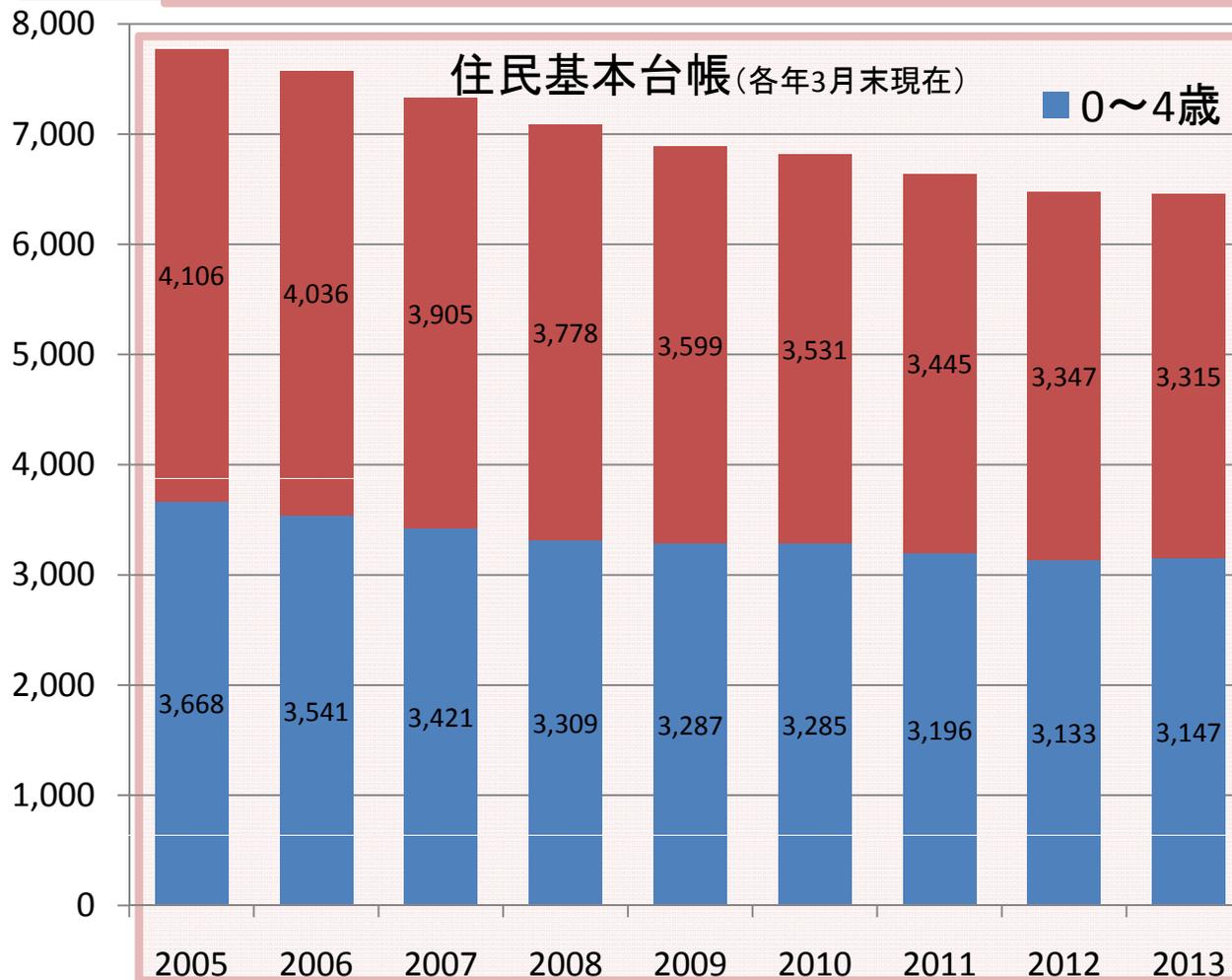
○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

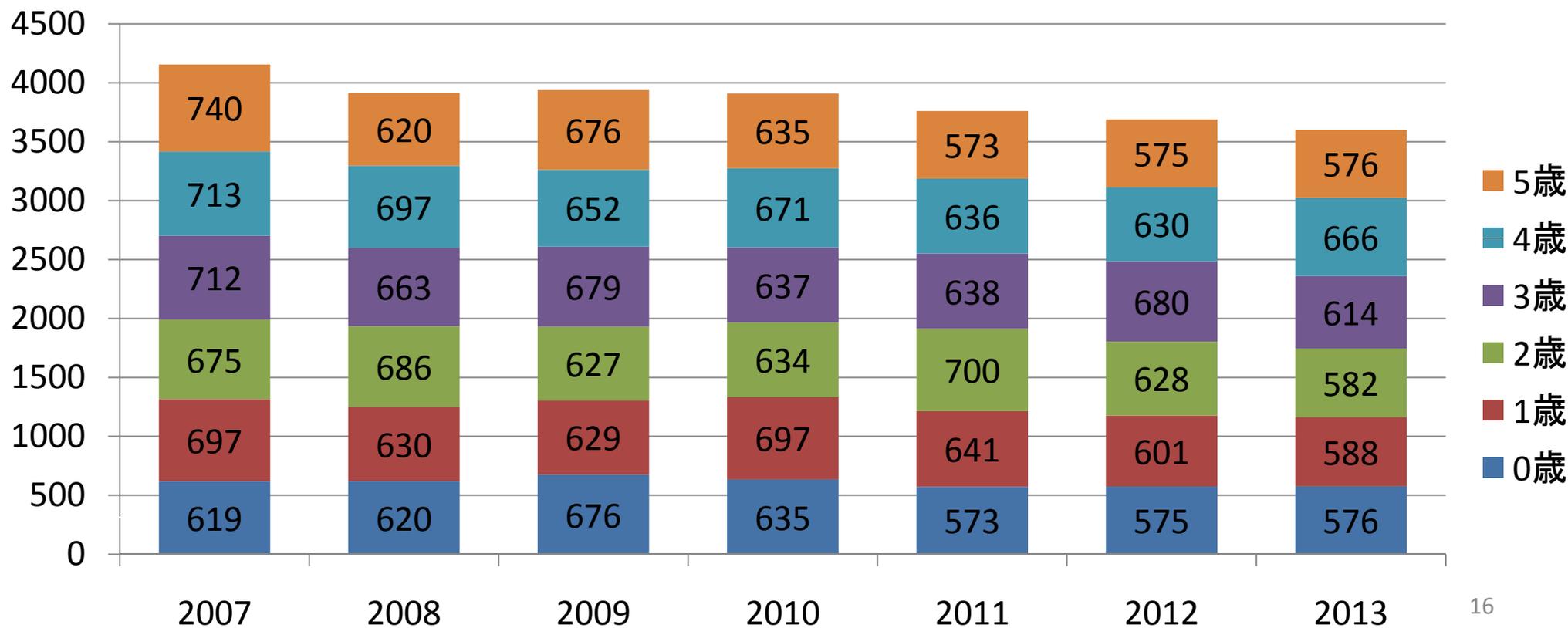
# 資料

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2015	2020	2025	2030	2035	2040
総数	85,667	84,975	84,159	83,299	82,537	81,938	81,191	80,475	80,117	75,510	71,810	67,863	63,855	59,846	55,893
0～4歳	3,668	3,541	3,421	3,309	3,287	3,285	3,196	3,133	3,147	2,812	2,393	2,109	1,960	1,839	1,717
5～9歳	4,106	4,036	3,905	3,778	3,599	3,531	3,445	3,347	3,315	3,090	2,748	2,341	2,063	1,918	1,800
10～14歳	4,389	4,325	4,249	4,173	4,185	4,042	3,963	3,869	3,749	3,368	3,057	2,721	2,319	2,044	1,899



## 住民基本台帳に基づく0歳～5歳の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
5歳	740	710	687	662	664	626	609
4歳	713	697	652	671	636	630	666
3歳	712	663	679	637	638	680	614
2歳	675	686	627	634	700	628	582
1歳	697	630	629	697	641	601	588
0歳	619	620	676	635	573	575	576
計	4,156	4,006	3,950	3,936	3,852	3,740	3,635



平成25年度 保育所・幼稚園の定員(田辺幼稚園(休園)の定員(110名)の除く)

定 員			
公立認可保育所	880	公立幼稚園	420
公立へき地保育所	315	私立幼稚園	990
私立保育所	620		
保育所 計	1,815	幼稚園 計	1,410
合 計	3,225		

平成25年度 保育所・幼稚園の実入所者数(田辺市在住)

年 齢	住 基	保育所	幼稚園	
5歳(H19.4.1～H20.3.31)	637	357	273	7
4歳(H20.4.1～H21.3.31)	685	376	295	14
3歳(H21.4.1～H22.3.31)	652	362	205	85
2歳(H22.4.1～H23.3.31)	600	276	40	284
1歳(H23.4.1～H24.3.31)	616	177		439
0歳(H24.4.1～H25.3.31)	603	35		568
計	3,793	1,583	813	1,397

3～5歳児については、「量の見込み」としては、ほぼ充足できていると思われる。  
0～2歳児については、不足していると思われる

※住民基本台帳及び保育所は5月1日現在 幼稚園については8月の状態

# 内閣府

子ども・子育て支援新制度について

ホームページ・アドレス

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>